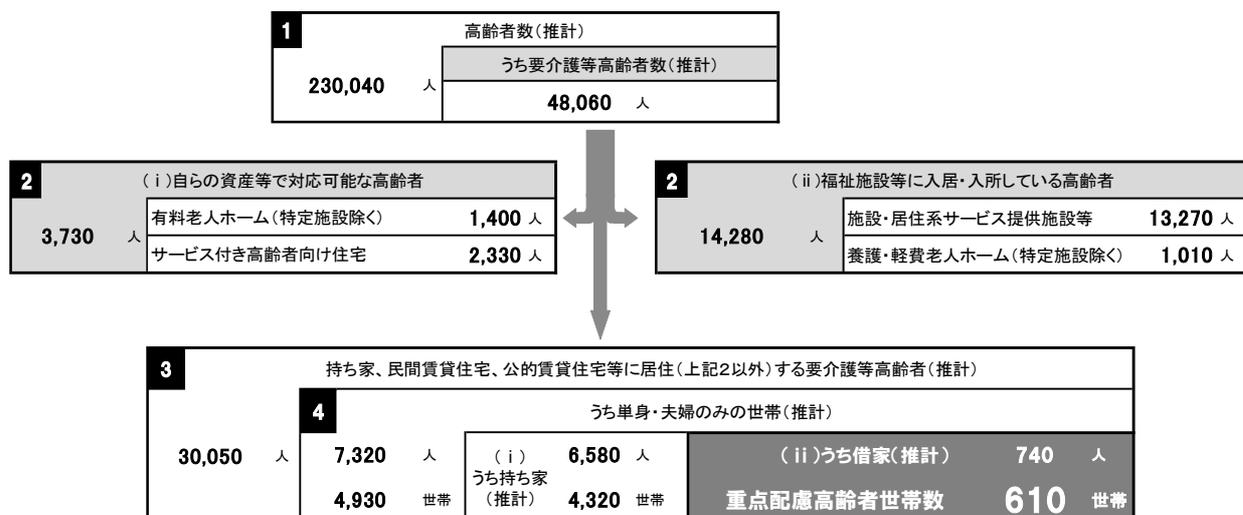


第3章 高齢者の住まいの供給の目標

1 高齢者の住まいの必要量の推計（平成32年度）

- (1) 高齢者数は230,040人^(※1)と推計します。
 そのうち要介護等高齢者の数は48,060人^(※2)と推計します。
- (2) 要介護等高齢者のうち、「既に適切なサービスを受けることができる住宅・施設に居住している高齢者」の数は18,010人となります。
 その内訳 (i) 自らの資産で対応可能な高齢者数：3,730人^(※3)
 (ii) 福祉施設等に入居・入所している高齢者数：14,280人^(※4)
- (3) 要介護等高齢者のうち、「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する高齢者」の数は30,050人(48,060人-18,010人)となります。
- (4) 「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する要介護等高齢者」の数を世帯推計し、高齢世帯(高齢単身・高齢夫婦のみの世帯)を抽出すると、4,930世帯となります。
 この世帯を「持ち家」、「借家(民間、公共)」の別に分類すると次のとおりです。
 (i) 持ち家に居住：4,320世帯
 (ii) 借家(民間、公共)に居住：610世帯

※1：都道府県の将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）から推計
 ※2：要介護、要支援者数：第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画による
 ※3：有料老人ホーム：平成28年度末の届出のあった施設の定員数の合計から推計
 サービス付き高齢者向け住宅：平成32年度末の、サービス付き高齢者向け住宅、サービス付きの旧高齢者専用賃貸住宅、及び旧高齢者向け優良賃貸住宅の供給見込み者数の定員数の合計
 ※4：第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画における利用見込者数の合計

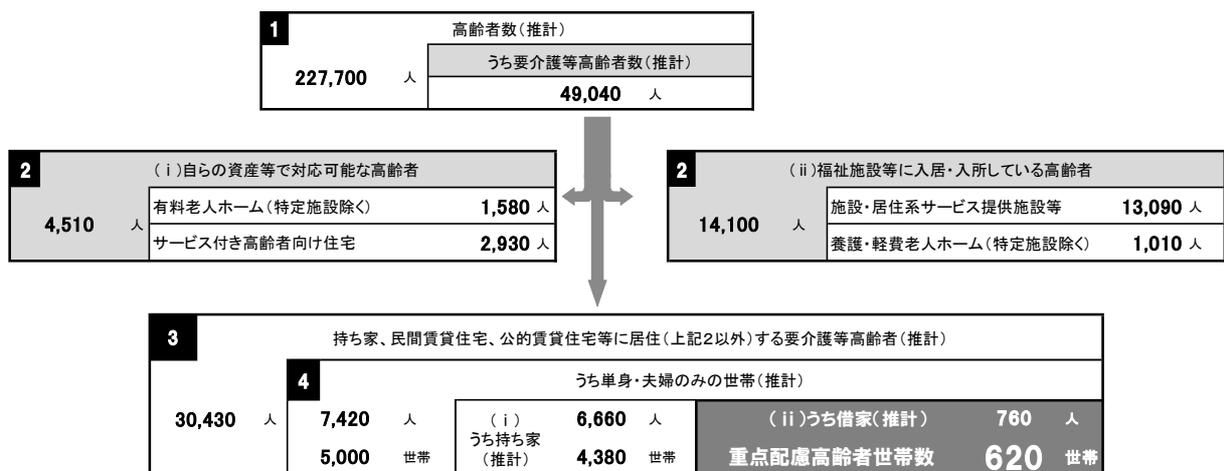


※推計のため、端数処理をしています。

2 高齢者の住まいの必要量の推計（平成 35 年度）

- (1) 高齢者数は 227,700 人^(※1) と推計します。
 そのうち要介護等高齢者の数は 49,040 人^(※2) と推計します。
- (2) 要介護等高齢者のうち、「既に適切なサービスを受けることができる住宅・施設に居住している高齢者」の数は 18,610 人となります。
 その内訳 (i) 自らの資産で対応可能な高齢者数：4,510 人^(※3)
 (ii) 福祉施設等に入居・入所している高齢者数：14,100 人^(※4)
- (3) 要介護等高齢者のうち、「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する高齢者」の数は 30,430 人 (49,040 人－18,610 人) となります。
- (4) 「持ち家・民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する要介護等高齢者」の数を世帯推計し、高齢世帯（高齢単身・高齢夫婦のみの世帯）を抽出すると、5,000 世帯となります。
 この世帯を「持ち家」、「借家（民間、公共）」の別に分類すると次のとおりです。
 (i) 持ち家に居住：4,380 世帯
 (ii) 借家（民間、公共）に居住：620 世帯

※1：都道府県の将来推計人口（平成 25(2013)年 3 月推計）から推計
 ※2：要介護、要支援者数：第 7 期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画による
 ※3：有料老人ホーム：平成 28 年度末の届出施設の定員数の合計から推計
 サービス付き高齢者向け住宅：平成 35 年度末のサービス付き高齢者向け住宅、サービス付きの旧高齢者専用賃貸住宅、及び旧高齢者向け優良賃貸住宅の供給見込み者数の定員数の合計
 ※4：平成 32 年度末の利用見込者の合計から推計



※推計のため、端数処理をしています。

3 高齢者の住まいの供給の目標

(1) 重点配慮高齢者世帯に対応する公的な賃貸住宅の戸数

高齢者の住まいの種類	供給戸数
シルバーハウジング	173 戸 (H29 年度末予定)
高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅	217 戸 (H29 年度末予定)

(2) 高齢者の住まいの供給の目標

高齢者の住まいの種類	供給目標
公的な賃貸住宅	<p>県営住宅については、管理戸数の現状維持が基本方針であり、主に建替事業となる。</p> <p>建替事業の際は、地域の実情に応じて、高齢者福祉施設の併設・合築について検討を行うとともに、福祉部局と連携して、シルバーハウジング・プロジェクトなど見守りサービスが付加された住宅の供給を行っていく。また、全ての住戸においてバリアフリー対応とし、介護サービスの受けやすさにも配慮したつくりとする。</p> <p>なお、福祉施設を併設する場合にあっては、「地域包括ケアシステム」の確立を目指す福祉施策との連携を考慮し、市町村や福祉部局と協議を行いながら進めていく。</p> <p>市町村が供給する公的な賃貸住宅においても同様な整備がされるよう、働きかけを行う。</p>
養護・軽費老人ホーム	市町村と連携し、計画的な供給に向けた取り組みを進めていく。
有料老人ホーム	届出制度の活用及び定期的な実地指導により、民間事業者による適切なサービスの提供を図る。
サービス付き高齢者向け住宅	市町村と連携し、民間事業者による供給を積極的に誘導する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅	高齢者の入居を拒まない新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の登録の推進を図る。